

平成 28 年 12 月 16 日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会  
委員長 吉住 長敏

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により 12 月 7 日、委員会を開催し慎重な審議を行った要旨について報告します。

なお 12 月 9 日、前回の所管事務調査で資料要求しておりました交流館の利用状況、利用者からの寄せられた意見の集約内容について生涯学習推進課から資料説明を受け、若干の質疑を交わしております。

### 記

#### 第 85 号議案 古賀市社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、古賀市社会福祉センター「千鳥苑」のゲートボール場を多目的に利用できるようにすることで、多様化する市民ニーズに応え、施設の稼働率を上げるために、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 名称変更により近隣自治会、子ども会の地域行事、屋根付きの特性を生かした雨天時の野外活動、フリーマーケット等の利用が考えられる。
2. 利用範囲は近隣に限らずバスが巡回していることからその他の地域の方々の活用も見込まれること。
3. 施設の不備な箇所等は平成 24 年度に内部的に作成した修繕計画に基づき、安全を優先し、指定管理者と協議しながら予算措置により対応。
4. ゲートボール協会との間で利用に支障を来さないよう社会福祉協議会が工事を行うこと、多目的グラウンドに変更することの了解が得られており、今後は協会の月例会、老人会主催の大会等ではゲートボールの優先的な利用が可能になるように千鳥苑で運営がなされる。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・市民のニーズに応え利用範囲が広がり、雨天時の活用も促進され喜ばしい。
- ・子どもから高齢者までの集える居場所になることを願う。

### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## 第 86 号議案 古賀市立球技場設置条例の一部を改正する条例の制定について

この条例案は、古賀市立球技場として開放している施設を市民の軽スポーツ及び健康づくり等のためのグラウンドとしてより広く活用できるよう名称の変更を行うことに伴い、条例の一部を改正するもの。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現状の名称では球技以外の他種目には使えないという認識がみられた。
2. 利用の広がりでは、軽スポーツ以外に交流館での講習後の実技、親子の遊びの場所等が想定される。従来からの出初式等の周年行事は変わらない。
3. 近隣住家へのトラブル防止でボールが遠く飛ぶ球技は従来通り規制。
4. 現在仮設駐車場として使用しているが、一体的な工事の終了後、大きな行事の際は、新たに整備する駐車スペースと市役所駐車場等に対応し、原則駐車場としての開放はしない方向。
5. 名称変更による周知はホームページ、広報はじめ利用団体の調整会議の場等で徹底したい。

### 【意見】

(賛成意見)

- ・今までの狭い範囲から多目的にすることは非常に有効。子どもたちの遊び場や古賀市全体の軽スポーツの広がりに期待。

### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## 第 95 号議案 工事請負変更契約の締結について(都市再生整備計画事業(仮称)古賀市生涯学習センター建築工事)

この工事請負変更契約は、(仮称)古賀市生涯学習センター建築工事について当初契約後(1)安全対策向上(2)関係法令適合(3)当初想定できなかった対応(4)将来メンテナンスの面から予防保全対策(5)本体工事と相まった外構工事の大きく5項目の事由による合計約7,169万円の工事費増額。また、金属製建具の仕様変更、大庇の形状変更、屋上目隠しフェンスの仕様変更で施工範囲

を最小限に縮小するなどの減額による合計約2,580万円との差し引き4,589万280円を変更増額するもの。

### 【審査内容】

委員会では本会議での指摘により追加で提出された設計変更概要の内容等について詳細な説明を受けたあと、質疑を行った。明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 旧武道場のものと思われるコンクリートがらを撤去せずに埋める行為は現在は違法。当時の経緯をたどって対応するのも実務的に困難であり、地中障害物の産廃処分を臨時的に対応した。
2. 今後の交流館での使用上の要望事項には随時、生涯学習推進課で集約しながら対応する。
3. 工事変更の必要箇所は請負業者、市側、設計側からの3者からの個別申し出による。当初設計の見込みの甘さがあったのではとの指摘に関して、変更設計は国土交通省の営繕工事設計変更ガイドラインに基づき行ってきた。1件数十万から数百万のものが積み上がって、その都度ではなく、今回のタイミングで本体工事の2.7%程度の変更金額であるとのこと。
4. フローリング使用材料を無垢材から複合材に変更したのは施工性と耐久性が高いため。
5. 生涯学習ゾーンは古くは古賀中学校であった時代から文教施設へ軸足がぶれずに使い続けられている。文化、芸術、教養の中心地の沿革を何らかの方法で残すことを検討する。

### 【自由討議】

質疑終結後、委員会では近年にはない大型の箱物工事であることを踏まえ自由討議を行った。委員からは建設当初からの多くの利用者の意見を取り入れる態勢、プロポーザルによる設計業者選定、役所が一丸となった取組みの必要性を振り返る発言があった。

### 【意見】

(賛成意見)

- ・市民、作業員、利用者への安全面の考慮、法への適合、先々の老朽化による修繕費を見越して先手を打ち、最善を尽そうとしている施工姿勢を評価。

### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。